◆石井通春議員　最後の議案質疑となります。大分いらいらしているでしょうが、申しわけありません。今しばらくおつき合いください。
　藤枝市子ども・子育て会議条例についてお伺いいたしますが、本条例は、27年度から実施されます子ども・子育て新支援制度に対しまして、市が事業計画を定めることとされております。その実質的な議論をするために、この藤枝市でも藤枝市子ども・子育て会議を設置するという内容です。
　新制度は、幼稚園や保育園、学童保育、ファミリーサポート事業等あらゆる子育てにかかわる広い分野で、どのような保育や教育を実施していくのか、その具体的な内容を市町村の決定事項としておりますので、市の役割、そしてこの会議の持つ役割は非常に重要だと思っております。今年の６月議会で私はこの問題を取り上げました。当局の答弁では、新たな制度においても保育の質が低下することのないようにしていくとしております。
　そこで伺います。まず、国の子ども・子育て会議基準検討部会が８月29日に決定いたしました。地域型保育、いわゆる定員20人以下の小規模保育ですが、この認可基準、これは市が認可するわけですが、現行保育所は保育に従事している人すべてが有資格者でなければ認可しないということが義務づけられておりますけれども、新たな基準部会が決めたこの小規模保育に対します認可基準は、半数の人が保育士の資格を持っていれば認可するという基準を決定いたしました。これは明らかに保育の質が低下するものだと思います。専門性が求められます乳児保育の規制を緩めるべきではないと考えておりますけれども、市がこの藤枝市子ども・子育て会議において、この国基準に対してどのように対応していくのかお伺いいたします。
　また、新制度の柱となりますのは、認定こども園です。これも市が認定していくわけですが、まだこれは基準というものが決まっていないのですけれども、同様にいわゆる規制緩和路線、保育士が半分でいいとか、定員の定義を下げて詰め込みを保育園でもＯＫとか、あと給食設備がなくてもいいよとか、そういうような基準自体を下げてしまうような規制緩和を行って、保育の質が低下されることが容易にこれから出されてくるということが予想されるわけです。その場合、保育の質が低下することがないようにという藤枝市のお答えがあったわけですけれども、市はそのことに対して今後どのように対応していくのか。
　最後に、これから約２年かけて藤枝市子ども・子育て会議というものが審議されるわけですが、この審議内容を広く市民に知らせていく責務があると思いますけれども、この点についてどのように考えていらっしゃるでしょうか。
　以上３点についてよろしくお願いいたします。

◎健康福祉部長（大石茂樹）　石井議員の第58号議案の議案質疑にお答えします。
　藤枝市子ども・子育て会議条例についての１項目め、国基準にどう対応するかについてですが、地域型保育は、潜在的な保育ニーズに応えるものとして重要であることから、今後、国の基準を参考に藤枝市子ども・子育て会議において適切な基準を検討してまいります。
　次に２項目め、認定こども園の保育の質の低下にどう対応するかについてですが、認定こども園の規制緩和につきましては、現在のところそのような情報はありません。今後さまざまな動きが想定されますので、市の自主性を保ちながら実情に応じて対応してまいります。
　次に３項目め、子ども・子育て会議の審議内容を広く市民に知らせる責務についてですが、新制度の周知を含め、会議の審議内容につきましては、広報ふじえだ、市のホームページなどを通じて公表することで説明責任を果たしてまいりたいと考えます。
以上です。

◆石井通春議員　国の基準を参考に適当な基準を検討していくという、そういうことではなくて、国の基準が、地域型保育、小規模保育に対しては、従来はすべての保育士は有資格者でならなければ認定することができませんよということですが、新たな小規模保育に対しては、半分の人が保育士の資格を持っていれば認可しても構いませんよという、これは国の基準なのです。これを参考に適切な基準を検討していくということになれば、保育士が半分でも認可するということにこのままだとつながっていくことになりかねませんと思います。明らかに保育の質が落ちることにつながっていくと思うのです。
　特に３歳未満児というのは、新制度の中では３歳未満児のいわゆる受け入れ先がこうした小規模保育になるということがいわれておりまして、特にこうした小さなお子さんは保育園での死亡事故が多いわけです。不慮の事故が。昨年、保育園での死亡事故というのが18件あるわけですが、うち認可外での死亡事故が12件、認可では６件、保育所利用者数は、認可外は20万で、認可が200万ですから、事故が起きる確率は、認可外のほうが20倍以上あると。もちろんすべて認可外が悪いと言っているわけではないですけれども、良質な保育をやっているところもありますが、こういう認可基準を緩めてしまいますと、こういう事故につながりかねないというのが、この数値から見ても私は明らか。しかも事故は、ゼロから２歳児のうつぶせ寝等の事故に集中しておりますから、ここは大事なところだと思うのです。
　そういう基準で認可して、万が一こういう事故があった場合、何で認可したのと市の責任も問われかねないようなことになりかねないことだと思うのです。だから、私は、国の基準を参考に適切な事業を検討していくということではなくて、この認可基準は明らかに保育の質は落ちるものであるということを明確に示して、会議の中で諮っていく、こういう重大な問題だと思っているわけです。
　それから認定こども園についても、確かに情報はありません。でも同じようなことが今後も当然こういうことで、安上がりな保育という形で示されてくると思います。そういうときにどう対応するのと。実情に応じて対応していく、それは当然なのですが、具体的にこの中身、一番被害を受けるのは子どもたちだということを示して対抗していくというか、そういう形を示していくべきではないかと思っておりますので、この点についてもどう考えているか。
　最後、情報公開についてですが、市民の方からの御意見もありましたので、会議の傍聴、市民の方も委員として参加するわけですが、この市民委員の公募制、こういったところも基本線ではないかという御意見もいただいておりますので、この３点について再質疑といたします。

◎健康福祉部長（大石茂樹）　今、３点御質問をいただきましたけれども、まず１点目の地域型保育に関する件につきましては、さらに情報を収集いたしまして、そのメリットやデメリット、そういったものをやはり勘案する中で子ども・子育て会議に諮問いたしまして、そして答弁でも申し上げましたけれども、本市としての適切な基準を定めてまいりたいと考えております。
　２点目、認定こども園に関しまして、これも今後、本当にさまざまな事態が想定されますけれども、これにつきましてもその場合に応じて、本市の自主性を保ちながら対応してまいりたいと考えております。
　３点目、子ども・子育て会議の市民の公募の件につきましてですけれども、これは現在、公募の方式ではなくて、市内の幼稚園、保育園から保護者代表を選出してまいりますので、現在その方法は考えておりません。
　以上です。

◆石井通春議員　２回ということで最後になります。６月の議会で健康福祉部長がこういう答弁もしているわけです。地域型保育であったとしても、最低限守るべき子どもの安全安心、そういったことを担保するための基準、それは制度が変わっても不変であると私は思っている。地域型保育の基準をこれからつくっていくにあたっても、地域の宝である子どもにとって最大の利益を守るという前提で基準を定めていくと考えている。こういう答弁なのです。この答弁に間違いないような形で進めていただきたいと思っておりますけれども、変更はないと思いますけれども、何か答弁があればお願いします。

○議長（水野明議員）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長（大石茂樹）　６月の議会で申し上げたとおりであります。
　以上です。